

# 加入している保険の契約内容を理解していますか？

＜今回の相談事例＞

- ◆一度に契約した三つの保険。不正販売の新聞記事を見て、私の契約している保険も不正なのではないかと不安になった。(70代女性)
- ◆「現在加入している保険の説明をしたい」と、高齢の母宅に来訪した保険会社。母は理解しないまま新規契約をさせられていた。解約を申し出ると、「担当者不在」と引き延ばされ、「クーリング・オフ期間は過ぎた」と言われた。(50代女性)

【アドバイス】

## ●良い話を鵜呑みにせず、契約内容をきちんと理解しましょう！

保険のパンフレットに書いてあるメリットばかりでなく、リスクや契約期間、保険金の受取時期や、受取額などを確認しましょう。その保険が、自分にとって本当に必要なのか、必要保障額は適正なのか計算してみることも大切です。高齢者が契約する際は、家族や親族が同席しましょう。話を聞いたその場で契約せず、考える時間をもちましょう。

## ●クーリング・オフは書面で通知しましょう。

口頭での申し出は「言った」「言わない」の水掛け論になることが多いため、書面を出す必要があります。書き方がわからない場合は、消費生活センターに相談してください。

## ●不安なことがあれば、消費生活センターに相談してください。

### 二セ電話詐欺に要注意！

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188 いやや! (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん

※消費生活センターでは、出前講座（講師の派遣は無料・15名以上から）のご依頼も受けています。さまざまな事例を知って、備えておきましょう。